

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について  
(黒河地区 地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画黒河地区地区計画を次のように決定する。

名 称	黒河地区 地区計画	
位 置	射水市黒河及び黒河新の各一部	
面 積	約 3 . 1 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、小杉駅（あいの風とやま鉄道）より南東 2 . 7 km に位置し、周辺には公立大学法人富山県立大学、及び県民公園太閤山ランドなど公共施設が集積している市街化調整区域である。</p> <p>戸建専用住宅を主とした土地利用に加え、日常生活に必要な建築物が立地する良好な居住環境の形成を図ることにより、既存集落の活性化を目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区内全体の利便性を高め隣接する既存集落との良好な田園環境の保全と居住環境の充実を推進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設として、区画道路及び公園を適正に配置し整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺田園環境との調和を図るため、用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限を定め、快適な住環境が維持・形成されるよう、建築物等を規制・誘導する。</p>

地区 整備 計画	地区施設の 配置及び規模		道路	区画道路 標準幅員 6.0メートル 延長 約 650メートル	
			公園	公園 約 0.1 ha	
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区 分	地区の 名称	黒河地区 地区計画	
			地区の 面積	約 3 . 1 ha	
		建築物等の用途 の制限	<p>以下に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法別表第二(い)項第一号、第二号、第四号、第八号及び第九号に掲げるもの。ただし、建築基準法別表第二(い)項第一号及び第二号に掲げるもので、長屋は建築してはならない。</p> <p>2 都市計画法第34条第1号に掲げる、日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物</p> <p>3 上記建築物に附属するもの</p>		
		建築物の容積率 の最高限度	20 / 10		
		建築物の建ぺい 率の最高限度	6 / 10		
		建築物の敷地面積 の最低限度	<p>建築物の敷地面積の最低限度は200平方メートル以上とする。ただし、次のいずれかに該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>1 建築物の敷地として現に<sup>1</sup>使用されている土地</p> <p>2 現に<sup>1</sup>存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地</p> <p>3 その他市長が特に認める土地</p>		
		建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋根、外観等の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着いたものとする。		

1 「現に」とは、黒河地区 地区計画の決定の告示日をいう。

区域は計画図表示のとおり

理由

市街化調整区域において良好な居住環境の形成を図ることにより既存集落の活性化を目指す。